

## 平成 27 年度 第 1 回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 平成 27 年 7 月 9 日 (木) 午後 3:00~5:00  
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室  
出席委員 庄司 俊充委員、杉山 朗子委員、杼窪 昌之委員、  
馬場 たまき委員、宮原 博通委員、吉川 由美委員、  
涌井 史郎委員  
欠席委員 今野 薫委員、武山 良三委員、堀 繁委員、巖 爽委員  
仙 台 市 都市整備局長、福田次長、村山次長、計画部長、総務課長  
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課  
そ の 他 国土交通省東北地方整備局建政部計画・建設産業課  
宮城県都市計画課

### 1. 開会

事務局 ・ 本日は委員 11 名中、過半数以上の 7 名の委員がご出席ですので、規則第 31 条第 2 項の規定により、会議が成立しています。

涌井会長 ・ はじめに、議事録署名人を決めたいと思います。今回は私その他に馬場委員にお願いします。  
・ 本日の議題は、屋外広告物規制のあり方についてと、青葉通における街並みルールづくりについての二点です。  
・ まずは屋外広告物規制のあり方について議論をさせていただきたいと思います。前回の議論で我々から出た意見を事務局がとりまとめましたので、より議論を深め整理をし、今後のスケジュールの上に提言という形で乗せていくきたいと考えています。

### 2. 議事 屋外広告物規制のあり方について

事務局 ・ 説明

涌井会長 ・ 事務局から取り組むべき施策の概ね大綱のような説明がありました、これまでの議論がかなり投影されていると考えられます。  
・ それについてどんなことでも結構ですので、ご意見を頂戴しながら、次の取りまとめに向けた前作業を加速することに資する議論にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。  
・ 委員の皆様が考えている間に、私から所感を申し上げますが、景観に関しては、震災前は仙台市景観賞があったと記憶しています。こうした景

観政策というのは、誘導するためには褒め称えることも重要で、そういう中で市民の意欲を、あるいは事業者としての市民の自覚みたいなものを高めていく作業も非常に重要ですが、残念ながら震災以降途絶えています。

- ・ロールモデルになるようなものをしっかりと褒めて、それで周りの方も一緒にになって頑張ってくださいということを仕掛けていくのが本筋なのです。来年以降、景観賞の制度を再開すると、こうしたことに意味があるのではないかと思います。
- ・中心市街地では品格や風格をつくるため、やや規制を強めていって共通のルールをつくっていくということと、一方で、作並だけではなく、仙台の奥座敷でもある温泉地域については、外国人が国内旅行による滞留をより加速させるため、後押しする方策も非常に大事であると思うので、整理が必要です。
- ・健全な広告を何とか浸透させようと努力されている業の方々のご意見も尊重しながら、どうしていったらいいのかということを考えていくべきと思いました。

吉川委員

- ・看板業者、広告事業者との協働による取り組みがなければいい景観は決して得られない訳で、ここをどのように推進していくかということがとても大切だと思います。地域のデザインに関わる人たちが学びあって、仙台市という街がどういう街を目指しているのかということを、知っている状態をつくるということが大切だと思います。

- ・コーポレートアイデンティティにより企業の色が決まっていても、看板を出す前に景観について考えてもらい、街並みに色を合せてもらう話し合いの場が必要です。

杉山委員

- ・仙台駅前や作並温泉など、これから検討が必要な地区では、地域性大事にしながら地域の方々の考え方をまとめつつ、目指す像がどういうもののか紹介しながら、取り組まれると良いと感じています。

馬場委員

- ・審議会から提案していくと考えると、早い段階から優先順位をつけ、短期的にやるもの長期的にやるものというような図を描いていきながら、また、何年後にどの部分をしっかり達成させたいか提示していただけるとよいと思います。
- ・行政が主導してエリアごとの特徴を出していく際も、そういう絵がきち

んとあると、伝わりやすいと思います。

都市景観課長

- ・今後はいくつかのエリアごとに街並みづくりに取り組んでいかなくてはいけないと考えています。前回お示しした仙台駅前や作並温泉、場合によりますとその他の部分も出てくると思いますが、今後の取り組みのスケジュールを含めて考えていきたいと思います。
- ・実際達成という形で、具体にあと何年後かという部分については非常に難しい部分ではあります。ただ取り組みの中で、具体的な基準を作成したりということにはある程度の目安をとることは大事だと思いますので、その辺りも含めて、今後の対策については検討していきたいと考えています。

涌井会長

- ・これは意見ですが、屋外広告物のあり方として、こういう規制や誘導について、施策ごとに縦に切って議論をしていますが、本来は仙台の街を特徴ある際立たせ方をするための、エリアごとのマスターplanみたいなものが出来上がってくると、非常にわかりやすい気がします。例えば、このエリアではきちんと規制をかけて品格ある景観とする、また飲み屋街ではできるだけ規制をしないで、賑わいのある景観とするなどです。
- ・デザインや色彩等を誘導するシステムとして技術的にどのような評価をしていくかというと、専門家集団がいて、その専門家集団と常に日常的に協議ができるような、ワンストップマネジメントみたいなことも非常に重要なことなのかなと思います。
- ・敢えて会長として、これについて杼窪さんに意見を求めたいと思います。

杼窪委員

- ・屋外広告業は十何年前から登録制になり、明らかに違反広告であれば、会社そのものの登録を抹消する罰則がありますが、聞いた限りではそれを執行したのはほぼ無く、そのことがせっかくのシステムを台無しにしています。
- ・金沢の誘導システムでは、審査会に専門家というのは我々必ず業界の製作側も入れて、そこに市の担当者を入れており、これが金沢を大成功にしている要因と思います。
- ・金沢も長いスパンを経て成功してきているのだと思います。

宮原委員

- ・広告を受け取る市民、来街者に対しても、広告を通して、仙台の魅力と結びつくことを具体的に表現できたらいいのかなと思います。
- ・色についても、赤の色は支倉常長の陣羽織の赤を、黄色は秋保のイタヤ

カエデの黄、緑色はケヤキの芽吹く色を使うなど仙台らしさの物語性みたいなものがあり、市民が大切にする動きが伴うと、自ずと良い説得力になっていきます。そうなると、仙台の街にスケッチブックやカメラを持った美大、建築の学生などが、何かを求めて来るだけの価値が仙台の看板にある。

- ・仙台は市民ぐるみで、看板を含め、都市の表情をデザインしているという、モデルと何か物語性みたいなものを出していき、仙台の街に興味をもってもらうことが必要かと思います。
- ・デザインや色彩などを誘導するシステムを作るに際しても、審議会の議論だけではなく、例えば仙台の街の表情を考えていくというメッセージを市民に対し発信していき、その中で屋外広告物が果たす役割を示していけば、市民事業者協働による仙台の魅力づくりになると思います。

庄司委員

- ・やはり仙台は、政宗公の歴史と文化が薫る、地域性を活かした街づくりというのが非常に大事だと思います。
- ・地域的なガイドラインのようなものをしっかりと作っていきながら、やはり市民の声、地域に住む方々の声を重視し誘導していく形が理想だろうと思います。仙台の魅力づくりを誘導することで、経済の活性化や観光客の誘致が図られ、素晴らしい街づくりが市民協働で出来上がつていけばいいと念ずるところです。

杉山委員

- ・残したい色ということで山形の大学の学生たちにアンケートを毎年継続してとっているが、その中で仙台市の特徴というのが、並木と庭木、それと、七夕や光のページェントなど、お祭りのときの色ともうひとつ面白いことに、商店街の色や舗装の色、お店の色が、仙台だけ挙がってきます。
- ・仙台の商店街を見ると、商店の看板の中で素晴らしい看板がとてもたくさんあるので、そういうものを仙台写真集としてまとめるなどして、みんなが工夫していろいろデザインもしているところをクローズアップすると良いと思います。
- ・仙台の色について研究みたいなことを少し掘り下げてやっていただきたいと思います。その際、お店の色や並木の色、お祭りのいろんな色というみんなが楽しみにしている部分が、人の生業であるとともに大切な景観であって、意外とそこに仙台のセンス感、デザイン感が出てきます。

吉川委員

- ・私も、地域のマスタープランは良いと思います。金沢はクリエイティブ

シティの取り組みをやっていて、建物も建築家を使い、ドラスティックにどんどん変えていきつつ、景観に関しても同時に考えているので、凄くうまくいっているように思えます。市民も良いものを見ながら、こういうものが良いということを学習してきていると思います。

- ・仙台では、例えば大町のように、城下町としての下町風情を残そうという気概がある街では、住民も共有できるイメージを努力目標にして、みんなで看板を少しずつ変えていきましょうという動きにつなげていくと、とても特徴のある街になっていくと思います。
- ・定禅寺通はみなさんの理解と努力で、自分の会社の名前を大きく掲示していないところが多くあります。そういうことに私たち市民が好感を持っているということを、みんなで共有できると、同じような動きが出て、自分たちの街並みももっと良くしようと思う流れができると思います。

涌井会長

- ・杜の都の景観計画は、仙台市の景観に関するマスタープランであり、景観計画とリンクした形で、屋外広告物の規制を上手にやっていくことが必要です。景観計画では、「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を基本テーマとして、自然や市街地の特性にあわせたゾーン毎の景観形成の方針があり、それらに基づいて、まずどういう方法を選択するのかということがあり、それに加え日常的な屋外広告物の審査あるいは、誘導を含むワンストップ業務をどのようにするか、屋外広告物が基本的なルールに対してどうなのか、それから専門家の目で見てどうなのか、ということを判断していく。合わせてそれが非常にうまくマッチングした時には、褒め称えるという方策を検討する。このような三段構えで検討していくことが一番現実的なんじゃないかと思います。
- ・屋外広告物についてある程度整理されている景観計画を踏まえて、屋外広告物の議論を行うべきであり、この議論が結びついていくような試案を、次の審議会までに作っていただくと非常によいと思います。

都市整備局長

- ・景観計画など審議会の中で決められたものを市民に広くお知らせしたり、問題提供するというのは行政の役目ですが、十分ではなかったとの反省を、皆さんのお聞きして思いました。
- ・外に向かって我々がどんどん仙台の考え方とか問題提起をして、市民とともに議論をするという環境をつくっていくと、それが一種のムーブメントになりますので、そういう取り組みを今後していきたいと思います。
- ・会長がおっしゃったことを踏まえて、次回については整理をしていきた

いと思います。

### 3. 議事 青葉通における街並みルールづくりについて

事務局 ・説明

涌井会長 ・仙台市がこういうものを作れば、政令市の中でもモデルになることは間違いないと思います。

・青葉通における街並みルールづくりが、仙台市全体の景観計画の中でどのような位置づけなのかということについて、ご説明いただきたい。

都市景観課長 ・景観計画の中では、市街地景観の中の重点区域のゾーンに入っています。その中で特に、定禅寺通と宮城野通と、今回ご説明いたしました青葉通については、仙台の景観としては非常に重要な場所だということで、景観地区などの制度を使いながら景観の取り組みをしていくべき区域として、位置づけをしているところです。

・今まで、定禅寺通と宮城野通については、平成23年に景観地区などの制度をあわせながら、街並み形成ガイドラインとして地域でのルールを定めまして、地域と一緒に街並みづくりをしているということです。今回残ってました青葉通について、地域の方々といろいろ検討した中で、ルールの素案を作成させてしているという状況です。

涌井会長 ・都市計画審議会に付議する理由を説明願います。

都市景観課長 ・今回ルールとしては、景観法に基づきます景観地区と都市計画法に基づきます地区計画、それから屋外広告物条例に基づきます広告物モデル地区と、そのほか誘導指針ということで、大きくは四つのルールを作るのですが、その中で、景観地区と地区計画については、都市計画に位置づけるという制度になっていますことから、都市計画審議会に付議をし、承認をいただいて都市計画の決定をしていくというような手続になっていきます。

涌井会長 ・説明があった位置づけだとご理解いただきたいと思います。その中で西口の駅前だけは、仙台の玄関として顔となるにもかかわらず、課題があり、事業主の意見や権利調整など、まだもう少しきめ細かい詰めを行った上で、この上に反映したいということですね。

杉山委員

- ・色の範囲について、彩度が 6 以下というルールは景観計画の市街地であるが、青葉通のルールでは、それを変えてないですね。彩度が 6 以下というと、明度次第ですごく派手な色合いになってしまいます。特に建物の上層部分については、明度を高めるよう求めていることもあり、派手なパステルカラーが使用される危険性が残されています。青葉通は中心部の特に大きな通りであって、品格が求められることもあり、この色の範囲は問題があると思います。
- ・地区計画や景観地区では、一般の規制範囲を絞るというのが通例の考え方です。色の範囲については、品格ということを意識し、彩度を抑えるという案を提案したいと思います。
- ・最低でも彩度は 4 以下にシフトしておいたほうがいいと思います。
- ・暗い色に関しては彩度が高くても大丈夫ということもあるので、暗い色については認めるなど、段階を踏まえたルールにしていくほうが、インパクトもあっていいと思っています。

涌井会長

- ・これについては、今までずっとワークショップで議論を積み上げできたのではないですか？

都市景観課長

- ・そうですね。景観計画の中で彩度については、R から Y にかけては基本 6 以下と設定しており、今回の地区のうち、特に広瀬川に近い部分については、R から Y については 4 以下ということで定めています。この内容を、今回の景観地区に移行していくということで、基本的には地元とともに話を進めてきております。
- ・今回の規定の中で、色の基準としては 4 と 6 という数値なんですが、それに合わせて、風格ある街並みの景観形成を図るために、彩度に配慮し周囲から突出しないような色ということも掲げてありますので、実際的には極端な色は出てこないと考えています。

涌井会長

- ・景観地区という形に更に絞り込んだ以上は、全体の景観計画とは違った基準、さらに厳しい基準を示したほうがよいと思います

都市景観課長

- ・実際に地元ともいろいろ検討してきた内容ですので、それも含めて調整してみたいと思います。

都市整備局長

- ・街づくり協議会の主だったメンバーの方々と検討してきていますが、まだ関係地権者への説明会などはこれからで、若干時間がありますから、

その間に急いで協議をして、検討させていただきたいと思います。

- 涌井会長
- ・地域住民や事業者の方々とワークショップで積み上げてこられた内容なので、それを大きく覆すようなことはできないでしょうね。
  - ・一般論的には、中心市街地になればなるほど人が主人公になるので、人はどんどん派手になります。ただしその背景については、彩度を控えめにすると、一番品がよくなります。
- 吉川委員
- ・不調和なパステルカラーが増えてくるのは危険だと思います。店舗等がきた場合に、実際に有り得るので、やはり少し考えていたほうがよいです。
- 杉山委員
- ・全体はこうだけど、明度が7以上のところだけは彩度を下げる等、少し控えめにするという程度であれば、大きく覆すことにはならないと思います。
- 都市整備局長
- ・これまでの検討を大きく覆すようなところまではいかないというところで、なんとか理解を得られるように持っていきたいと思います。
- 涌井会長
- ・地元の方々が許容できる範囲の中でぜひご検討ください。
  - ・ぜひこの青葉通における街並みルールづくりを前に進めていただければと思います。
  - ・一番重要なことは、屋外広告物規制のあり方について提言書をまとめる際に、戦略を明示する必要があると思うのですが、その戦略を、市民も文脈として納得できるよう、基本的な景観計画と不即不離の関係で表現していただぐことです。

#### 4. 閉会